

事務連絡
令和3年4月23日

各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課

御中

文 部 科 学 省
財 務 省
国 税 庁

消費税の適格請求書等保存方式の導入に関する周知等について
(協力依頼)

平素より文科行政への御理解・御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

この度は、消費税の適格請求書等保存方式の導入に関する周知・広報等について、御案内いたします。

平成28年度税制改正法における消費税法の改正により、令和5年10月より適格請求書等保存方式（いわゆる、インボイス制度）が導入されることとなりました。

インボイス制度においては、消費税の仕入税額控除のためにインボイスの保存が必要になり、インボイスの交付を行うためには本年10月1日に開始される税務署への「適格請求書発行事業者（注）」としての登録申請が必要になるといった現行制度からの変更点があります。また、制度の円滑な移行のため、免税事業者からの仕入れについても、制度導入後の3年間は仕入税額の80%、その後の3年間は仕入税額の50%を控除できる経過措置が設けられています。

（注）インボイスを交付できる事業者として税務署の登録を受けた事業者のことを指し、課税事業者がこうした登録を受けられることになっています。

各文部科学大臣所轄学校法人及び大学を設置する各学校設置会社の担当課におかれては、インボイス制度導入の詳細につきましては、国税庁ホームページにおいて、インボイス制度に関するパンフレットやQ&Aのほか、国税庁動画チャンネルが公表されておりますので御確認ください。

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

【適格請求書等保存方式の概要 ―インボイス制度の理解のために―】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu>

[/pdf/0020006-027.pdf](#)

【消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社に対して、これらの情報を周知してくださるようお願いいたします。

<本件お問合せ先>_____

軽減コールセンター（消費税軽減税率電話相談センター）

TEL：0120-205-553（無料）

受付時間：9:00～17:00（土日祝除く）
